

令和 8 年
4 月から



債権譲渡通知書が 変わります！

主な変更点

- ◆納税義務者の譲渡承諾の明確化のため、印鑑証明書の提出が必要になります（写し可）
- ◆押印が必要になります
（印鑑証明書と同一、個人は実印・法人は代表者印）
- ◆このため、債権譲渡通知書の様式が変わります

※還付金の発生原因が生じた日（抹消登録日等）から10日以内にご提出ください。

※令和8年4月1日から令和9年3月31日までの移行期間は、新旧どちらの様式でも使用できます。

※添付書類、記入方法などは、ホームページの添付書類一覧、記入例、注意事項をご覧ください。

ホームページ URL

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kanpu.html>

▼ホームページ



お問い合わせ先

博多県税事務所	092-260-6010	北九州東県税事務所	093-592-3514
東福岡県税事務所	092-641-0235	北九州西県税事務所	093-662-9316
西福岡県税事務所	092-735-6147	飯塚・直方県税事務所	0948-21-4906
筑紫県税事務所	092-513-5577	久留米県税事務所	0942-30-1020